

ビジネスチャレンジサポート

新たなビジネスに挑戦する皆様への支援制度です。

アイデアの事業化に向けてこんな時にサポートを受けられます！

- ・アイデアの内容について、アドバイスしてもらいたい！
- ・新しく始めるビジネスの先進事例を調査したい！
- ・新しく開発する商品の試作品を作りたい！
- ・新事業のターゲットを調べるために、アンケートを行いたい！
- ・事業化に向けた実証実験を行いたい！

産学官民連携課が指定する各種取組※に参画された方等のうち、高知県内で下記の取組を行う方

※土佐まるごとビジネスアカデミー(連続講座等)、こうちスタートアップパーク、こうちネクストコラボプロジェクト、各種連携プロジェクト等

- (1) 新たな分野への進出や事業活動の拡充を行う取組
- (2) 新たな商品やサービスの開発・生産規模の拡大・販路開拓・拡大等を行う取組
- (3) 高知県内の課題解決及び県内産業の付加価値向上に資する取組

2つのサポートであなたの事業をお手伝いします！

1. 補助金交付

補助金は、ビジネスアイデアの実現可能性検証のための各種調査及び実証実験や、ビジネスアイデアの具体化のためのプロトタイプ作成及び検証等、事業アイデアの磨き上げのための必要な経費を対象とします(交付には審査があります)。

事業区分及び事業内容	ビジネスアイデアの磨き上げのために行う次に掲げる取組 (1) 実現可能性調査 ビジネスアイデアの実現可能性検証のための各種調査及び実証実験等 (2) 試作検証 ビジネスアイデアの具体化のためのプロトタイプ作成及び検証等
補助率	3分の2以内
補助金額	【通常枠】50万円以内 【イノベーション枠】100万円以内 ※イノベーション枠は、新たな時代の経済成長の原動力となる「デジタル化」、 「グリーン化」又は「グローバル化」の視点から、新たなイノベーションの創出につながる取組を対象とする。

2. 専門家派遣

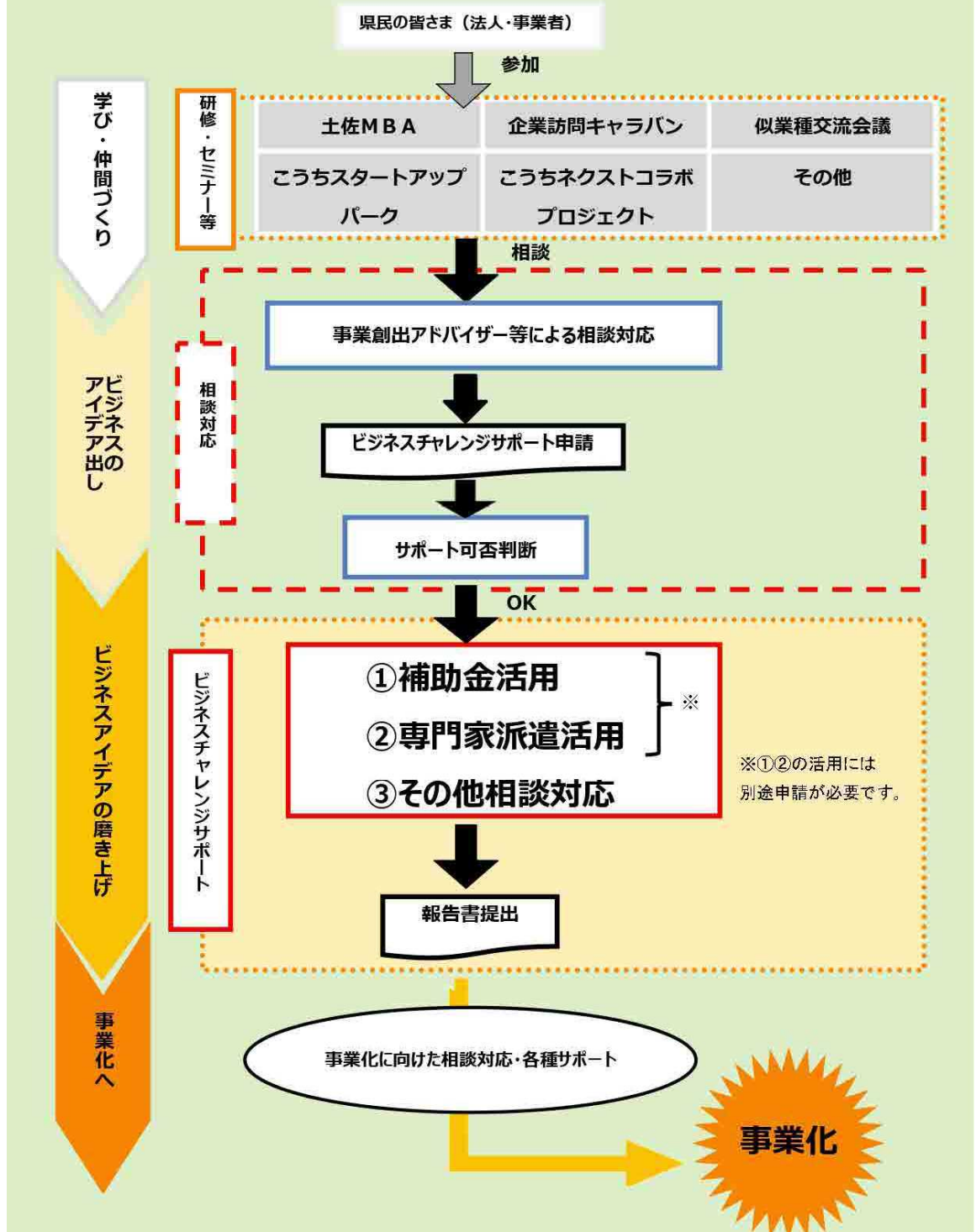
専門分野の人材を派遣して、事業アイデアの磨き上げを支援します。

専門家には、事業課題の解決、事業実現可能性の検証及びビジネスプランの作成等、事業アイデアの磨き上げに関する助言を行っていただきます。専門家には、謝金と旅費(交通費、宿泊費)を県からお支払いします。

※補助金及び専門家派遣の対象者：
ビジネスチャレンジサポートの実施の決定を受けた者で、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する「会社」に該当する者のうち、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する「中小企業者」及び同条第5項に規定する「小規模企業者」に限ります。

※詳細については裏面をご参照ください。

ビジネスチャレンジサポートによる事業化支援



まずは、お気軽にご相談ください！

【お問合せ先】 高知県産業振興推進部産学官民連携課

〒780-8515 高知市永国寺町6-28（高知県立大学・高知工科大学 永国寺キャンパス地域連携棟 1階）

TEL. 088-821-9781 FAX. 088-821-7112 E-MAIL. 121701@ken.pref.kochi.lg.jp